



# すみ 隆仁

議会活動報告

2022年 夏号

たか ひと

## TOPICS

## 保護司について

現在、保護司の定数は全国52,500人と定められておりますが、実人員は減少傾向を示しており、令和2年以降は47,000人を下回っています。高齢化も顕著で、60歳以上が全体の8割を占め、平均年齢は65.2歳です。千葉市においても保護司のなり手不足、高齢化は顕著ですが、市内保護司の区別の数と男女比、年齢構成、市内の保護観察対象者の推移について教えてください。また、美浜区では、サポートセンターの設置場所に課題があるほか、面談を自宅でできないケースに対応するための体制も必要だと考えています。保護司のなり手の現状と問題点、休日における面談場所の確保の協力体制、保護司の確保に対する他市の取り組み事例、今後の保護司の確保に対する市としての対応について教えてください。

Q

A<sup>1</sup> 市内の保護司の数、男女比、年齢構成

本年6月1日現在、市内の保護司の人数は186人で、男性125人、女性61人。女性の比率は約33%です。また、年齢構成は60歳未満が53人、60歳以上が133人となっています。

## 意見・要望

私自身、保護司として約10年活動しておりますが、本市の保護司活動には、課題が多いです。特に美浜区においては、保護司の高齢化、なり手不足があります。法務省からも各自治体へ通達が出ておりますが、是非ともなり手不足の解決として地方公共団体の現職職員の中から保護司適任者を推薦し、職務専念義務を一部免除するなど、ご検討頂けたらと思います。休日や夜間の対象者の方との面談場所についても、公民館や公共施設などの場所の確保に更に市としてご協力頂けますと幸いです。

A<sup>2</sup> 保護観察対象者の人数の推移

千葉市内における各年度の保護観察開始の人数は、令和元年度が176人、2年度が185人、3年度が160人となっています。

令和4年度第2回千葉市議会定例会において市政に関する一般質問をしました。

A<sup>3</sup> 保護司のなり手の現状と問題点

保護司候補者は、地区内の保護司個人の人脈や地縁関係から適任者を確保してきた経緯がございますが、候補者家族からの反対等により断られてしまうこともあります。選出が難しくなっていると地区保護司会より聞いております。

A<sup>5</sup> 保護司の確保への他市の取組み

保護司の確保に対する他市の取組事例についてですが、犯罪白書によると、多くの地域で保護観察所と保護司会が共同で、保護司候補者を広く求めるために必要な人材情報の収集等を目的に「保護司候補者検討協議会」を設置し、自治体職員が委員として参加し、情報共有を図るなどの取組みが紹介されています。

A<sup>4</sup> 面談場所の確保の協力体制

更生保護活動の拠点であるサポートセンターの設置場所として、区役所等の公共施設の一室を提供しております。休日に保護観察対象者との面談を行う場合は、公民館などの公共施設の利用をご案内することとしております。

A<sup>6</sup> 保護司確保への今後の対応

保護司会連絡協議会への補助金の交付や、社会を明るくする運動の共同実施、活動拠点となる更生保護サポートセンター設置の協力のほか、市ホームページでの保護司活動の周知や、定年退職を迎える市職員や教員などを地区保護司会につなげる取組みを行っているところです。今後も保護司会や保護観察所と連携してまいります。

## TOPICS

## 教育現場におけるマスク着用について

本年3月初旬、千葉市民の小中学生や幼児のお子様をもつ保護者の方々から、学校現場におけるマスク着用についてのご相談がありました。COVID-19感染症対策の一つであるマスクの着用は義務ではありませんが、実際の教育現場においてはこのことが正しく指導されておらず、マスクを着用しない、もしくは出来ない児童に対する配慮が欠ける指導が平然とされています。激しい運動を伴う体育の授業、運動会や遠足などの行事では、熱中症や窒息といった危険が伴うことが考えられ大変心配だとのご意見を頂きました。そこで、国の教育・保育現場におけるマスク着用に関しての指針、千葉市立小中学校のマスク着用の状況、千葉市内の保育園のマスク着用の状況、今後の教育・保育現場における児童生徒のマスク着用に関しての考え方を教えてください。

Q

A<sup>1</sup> 国の教育・保育現場におけるマスク着用に関しての指針

厚生労働省の令和4年5月の通知では、保育所等の児童について、マスク着用を一律には求めていないこと、また、児童が保護者の希望などからマスクを着用している場合でも、午睡の際は当然として、熱中症リスクが高いと考えられる場合や、子どもが身体を動かすことが多い屋外での保育では、マスクを外すようにすることなどが示されています。また、文部科学省の令和4年6月の通知では、引き続き、地域の実情に応じて「三つの密の回避」、「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」などを徹底していく必要があるとしてあります。マスク着用の必要がない場面としては、十分な身体的距離が確保できる場合、気温・湿度や暑さ指数が高く熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合、体育の授業の三点が示されています。

A<sup>2</sup> 千葉市立小中学校におけるマスク着用の状況

教育委員会より5月2日付けで、運動時や暑さ指数が高い場合は、熱中症などの健康被害を防ぐために、児童生徒にマスクを外すことを促す声掛け等の指導を行うことを文書にて周知しており、各学校において実施しております。さらに、6月の文部科学省からの通知を受け、改めて保護者にも夏季における児童生徒のマスクの着用についてお知らせしたところです。

A<sup>3</sup> 千葉市内保育園におけるマスク着用の状況

個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、マスク着用を一律には求めておらず、登園時にマスクを着用している場合などには取り外すこととしております。また、本年5月の厚生労働省からの通知を受け、熱中症防止の観点から、夏場は特に園庭や公園等の屋外の活動においては、原則としてマスクなしで活動することなど、改めて市内全園に周知したところです。

A<sup>4</sup> 今後の教育・保育現場でのマスク着用に関して

引き続き、国の動向を注視しつつ、本市における感染状況等を鑑みながら、児童生徒の健康を十分考慮しマスク着用について適切に対応してまいります。

**意見・要望** 子ども達が熱中症などにならないように、感染リスクの低い場所・場面では先生方が率先して「マスクを外しなさい」と声掛けし、児童が判断に迷わないよう、正しく導いて頂き、楽しく教育を受けられる教育現場にして頂けるよう強く要望いたします。